

福井県報

第 140 号
令和 3 年
4 月 1 3 日 (火)
火 曜 日 発 行

告 示

目 次

- 有害な興行の指定(二七一・県民安全課)……………二
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二七二・長寿福祉課)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(一七三・同)……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(一七四、一七五・障がい福祉課)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更(一七六・同)……………四
- 国土調査の成果の認証(二七七、一七八・農村振興課)……………四
- 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(一七九・水産課)……………五
- 保安林の指定の予定(一八〇～一八四・森づくり課)……………七
- 土地改良区の定款変更の認可(一八五・福井農林総合事務所)……………八
- 土地改良区の定款変更の認可(一八六・坂井農林総合事務所)……………八
- 土地改良区の定款変更の認可(一八七・奥越農林総合事務所)……………八
- 土地改良区の定款変更の認可(一八八・丹南農林総合事務所)……………八
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧(一九九、一九〇・都市計画課)……………八
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(一九一・建築住宅課)……………九
- 道路の位置の指定(一九二・嶺南振興局)……………九

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(電源地域振興課)……………九
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることができるとする特定病院の認定(障がい福祉課)……………一一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定(同)……………一二
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることができるとする応急入院指定病院の指定(同)……………一二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(同)……………一二

定(県立病院)……………二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………三

○休眠組合に対する解散命令についての意見書の提出(産業技術課)……………三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(公営企業課)……………三

○土地改良区の役員の就任(丹南農林総合事務所)……………四

○基本測量の終了(土木管理課)……………四

○基本測量の実施(同)……………四

○公共測量の終了(七件・同)……………四

○公共測量の実施(同)……………四

○福井県営住宅の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出(建築住宅課)……………四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(審査指導課)……………六

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(二八)……………六

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(二九)……………七

○政治団体の解散の届出(三〇)……………八

○令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(三一)……………八

公安委員会告示

○少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先(四二・少年女性安全課)……………九

○技能検定員審査の実施(四三・運転免許課)……………一一

○教習指導員審査の実施(四四・同)……………一二

福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第二百二十条第一項の規定に基づく指示(三一)……………二四

福井海区漁業調整委員会告示

○福井海区漁業調整委員会指示第三一一号の規定に基づく様式(一一)……………二六

内水面漁場管理委員会公告

○第五種共同漁業権の免許に係る令和三年目標増殖量……………二六

指 示

福井県告示第171号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和3年3月18日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	発情！十三人の淫女	業仲組 〈新東宝映画〉
映画	ジュ・テーム・モワ・ノン・プリユ [AKデジタル・リマスター版] (原題) JE T' AIME MOI NON PLUS	セテラ・インターナショナル (フランス)

福井県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
敦賀市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- 事業所の所在地
敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内
- 事業者の名称
社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
- 廃止届出受理年月日
令和3年2月25日
- 廃止日
令和3年3月31日
- サービスの種類
介護予防訪問入浴介護

- 介護保険事業所番号
1870200027

福井県告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
敦賀市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- 事業所の所在地
敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内
- 事業者の名称
社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
- 廃止届出受理年月日
令和3年2月25日
- 廃止日
令和3年3月31日
- サービスの種類
訪問入浴介護
- 介護保険事業所番号
1870200027
- 事業所の名称
美浜町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所
- 事業所の所在地
美浜町山上1-11-1
- 事業者の名称
社会福祉法人美浜町社会福祉協議会
- 廃止届出受理年月日
令和3年2月26日
- 廃止日
令和3年3月31日
- サービスの種類
訪問入浴介護
- 介護保険事業所番号
1872100027
- 事業所の名称

- いきいきケアサービス
- 2 事業所の所在地
越前市高瀬二丁目4番22号
- 3 事業者の名称
株式会社カネイチ
- 4 廃止届出受理年月日
令和3年3月1日
- 5 廃止日
令和3年3月31日
- 6 サービスの種類
通所介護
- 7 介護保険事業所番号
1870300694

福井県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治
病院または診療所

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者	開設者住所	担当する医療の種類	指定日
更生医療	社会医療法人 財団 中村 病院	越前市天王町4-28	社会医療法人 財団 中村 病院	理事長 野口 善之	越前市天王町4-28	心臓脈管外科に関する医療	令和3年4月1日

福井県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治
薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日

精神通院医療	クオール薬局新保店	福井市新保2丁目402	クオール株式会社	代表取締役 柄澤 忍	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラス トタワー37階	令和3年4月1日
精神通院医療	リフレ調剤薬局志比口店	福井市志比口1-10-28	株式会社リフレ	代表取締役 久保 茂美	坂井市春江町東太郎丸23-1-8	令和3年4月1日
精神通院医療	コーナン薬局	鯖江市鳥羽2丁目6-10	さくら薬局株式会社	代表取締役 新井 勝	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	令和3年4月1日

福井県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院医療	訪問看護ステーション所在地	訪問看護ステーションやわらぎ	福井市下六条町217番4	福井市下六条町217番4	福井市下馬3丁目606番地3

福井県告示第177号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 調査を行った者の名称
高浜町
- 調査を行った期間
平成25年10月から平成27年3月まで
- 調査を行った地域
高浜町（大字馬居寺）
- 成果の名称
高浜町（大字馬居寺）の地籍図および地籍簿
- 認証年月日
令和3年4月13日

福井県告示第178号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の

成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和3年4月13日
福井県知事 杉本 達治
- 調査を行った者の名称
おおい町
 - 調査を行った期間
平成28年11月から平成31年3月まで
 - 調査を行った地域
おおい町(大字名田庄堂本および名田庄拳野の一部)
 - 成果の名称
おおい町(大字名田庄堂本および名田庄拳野の一部)の地籍図および地籍簿
 - 認証年月日
令和3年4月13日

福井県告示第179号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和3年4月13日
福井県知事 杉本 達治
- 漁業権者の名称および住所
竹田川漁業協同組合
福井県坂井市丸岡町山竹田第119号3番地
 - 漁業権の免許番号
内共第6号
 - 変更の内容
遊漁期間
遊漁料の額及び納付方法
遊漁承認証

(遊漁期間)			
魚種	期	間	遊漁料
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで		
こい	1月1日から12月31日まで		
いわな	2月1日から9月30日まで		
やまめ			
2 (略)			
(遊漁料の額及び納付方法)			
魚種	漁具・漁法	期間	区域
あゆ	竿釣、投網、脇投網	1日	全域
こい	竿釣	1年	全域
いわな			
やまめ			
(注) この表における「龍ヶ鼻がゞ湖」とは、河内谷橋及び樫の木野砂ダムから下流の湖面をいう。			
(遊漁期間)			
魚種	期	間	遊漁料
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
こい	2月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
いわな	2月1日から9月30日まで		
やまめ			
2 (略)			
(遊漁料の額及び納付方法)			
魚種	漁具・漁法	期間	区域
あゆ	竿釣、投網、脇投網	1日	全域
こい	竿釣	1年	全域
いわな			
やまめ			
(注) 龍ヶ鼻ダム堰堤上下5.0mは、禁漁区とする。			

変更後

(遊漁料の額及び納付方法)
第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(略)

魚種	漁具・漁法	期間	区域	遊漁料
あゆ	竿釣、投網、脇投網	1日	全域	1,500円
こい	竿釣	1年	全域	5,000円
いわな				
やまめ				
(注) 龍ヶ鼻ダム堰堤上下5.0mは、禁漁区とする。				

変更前		
NO	遊漁承認証取扱店	所在地
1	はんや	坂井市丸岡町本町1丁目16番地
2	大子ぎ料理旅館	坂井市丸岡町山竹田112-38
3	大和石油店	坂井市丸岡町山竹田104-14
4	丸岡温泉 たけくらべ	坂井市丸岡町山竹田88-8
5	溪流	坂井市丸岡町山竹田70-4
6	民宿ふくざわ	坂井市丸岡町山口60-22
7	藤沢商店	坂井市丸岡町山口57-32
8	(有) フォishingショップ	坂井市開発5-8-5
9	㈱上州屋	福井市米松二丁目24-43
10	フォishing ボイソント	福井市八ツ島町31-5-601
11	fishing shop フナヤ	福井市新保5-27
12	フォishing 2&4	石川県加賀市分校町ヌー111

変更後		
NO	遊漁承認証取扱店	所在地
1	はんや	坂井市丸岡町本町1丁目16番地
2	大子ぎ料理旅館	坂井市丸岡町山竹田112-38
3	大和石油店	坂井市丸岡町山竹田104-14
4	丸岡温泉 たけくらべ	坂井市丸岡町山竹田88-8
5	民宿ふくざわ	坂井市丸岡町山口60-22
6	藤沢商店	坂井市丸岡町山口57-32
7	㈱上州屋	福井市開発4丁目311
8	フォishing ボイソント	福井市八ツ島町31-5-601
9	fishing shop フナヤ	福井市二の宮2丁目27-9
10	フォishing 2&4	石川県加賀市分校町ヌー111
11	セゾインレゾイン丸岡上久米田店	坂井市丸岡町上久米田8字宮前107番
12	ちくちくぼんぼん	坂井市丸岡町山口60-8
13	竹田水車メロディパーク	坂井市丸岡町山口64字30番地
14	越前フォishingセンター	福井市三郎丸1105
15	株式会社 フォishing ユニバス	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

別記
様式第1号
(表)

<p>遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>遊漁者 (住所) (氏名)</td> <td>(住所) 子</td> </tr> </table> <p>承認期限 遊漁者 遊漁区域 遊漁料 発行日 発行者 遊漁期間</p> <p>竹田川漁業協同組合 印 取捨者印</p>	遊漁者 (住所) (氏名)	(住所) 子	<p>【厳守事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 遊漁中は常に川の水がさき注意し増水が認められたら直ちに川から上がる。 降雨に関する警報・注意報が発出されている時は遊漁を控える。 ダム放流の警報が発出している時は直ちに川から上がる。 <p>◇◇ 当組合の増殖事業及び漁場管理 ◇◇</p> <ol style="list-style-type: none"> 当組合では、稚魚放流を実施しています。 遊漁料は、当組合の増殖事業及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されます。 組合員、遊漁者双方の負担において河川環境が維持されていることを御理解ください。
遊漁者 (住所) (氏名)	(住所) 子		

別記
様式第1号
(表)

<p>遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>遊漁者 (住所) (氏名)</td> <td>(住所) 子</td> </tr> </table> <p>承認期限 (対象魚種)によって異なり、必ずその規定をお読みください。 遊漁料 遊漁区域 遊漁料 発行日 発行者</p> <p>竹田川漁業協同組合 印 取捨者印</p>	遊漁者 (住所) (氏名)	(住所) 子	<p>【厳守事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 遊漁中は常に川の水がさき注意し増水が認められたら直ちに川から上がる。 降雨に関する警報・注意報が発出されている時は遊漁を控える。 ダム放流の警報が発出している時は直ちに川から上がる。 <p>◇◇ 当組合の増殖事業及び漁場管理 ◇◇</p> <ol style="list-style-type: none"> 当組合では、稚魚放流を実施しています。 遊漁料は、当組合の増殖事業及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されます。 組合員、遊漁者双方の負担において河川環境が維持されていることを御理解ください。
遊漁者 (住所) (氏名)	(住所) 子		

4 変更後の遡漁規則の施行日

令和3年4月13日

福井県告示第180号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

福井市西河原町31字桂谷6、7、8・9（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第181号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

福井市神当部町10字大原30、36字向平1の8、中手町58字森ヶ谷1から4まで、7、8、70字墓ノ小谷4の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第182号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

今立郡池田町東俣102字十連畑ノ谷11、12の1、12の2、13、14、15の1、15の2、16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第183号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
南条郡南越前町新道24字殿蔵42、43、112字松ヶ谷2、114字寺谷3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第184号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
福井市間戸町65字横道山33、34の1、34の2、67字宮嶽山1の乙
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
河合高屋土地改良区	令和3年3月22日
主計土地改良区	令和3年3月30日

福井県告示第186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
三里浜地区土地改良区	令和3年3月29日

福井県告示第187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
大野東部土地改良区	令和3年3月25日

福井県告示第188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
今立土地改良区	令和3年3月24日

福井県告示第189号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定に

より、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類
嶺北北部都市計画道路 3・4・31号南中央線
- 都市計画を定める土地の区域
3・4・31号南中央線に係る土地
追加する部分
あわらし菅野42字、菅野44字、市姫1丁目および市姫4丁目の各一部
削除する部分
あわらし菅野41字、菅野42字、菅野45字、稲越6字、市姫1丁目および市姫4丁目の各一部
- 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類
美浜都市計画道路 3・4・4号河原市笹田線
- 都市計画を定める土地の区域
3・4・4号河原市笹田線に係る土地
追加する部分
三方郡美浜町河原市および和田の各一部
削除する部分
三方郡美浜町河原市および和田の各一部
- 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第191号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第11

2号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
有限会社あんしん村グループ
福井市北四ツ屋2丁目7-17
- 支援業務を行う事務所の所在地
福井市北四ツ屋2丁目7-17

福井県告示第192号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県敦賀市助生野87号13番6
有限会社カワセ不動産
代表取締役 河瀬 雄二
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
福井県敦賀市公文名22号松ノ木海道56番の一部、81番の一部および82番の一部	6.00	56.33

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
加速高電圧発生用発振器修繕業務 1式
- 調達役務の仕様等

入札説明書、契約書、「福井県若狭湾エネルギー研究センター加速高電圧発生用発電器修繕業務仕様書」(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 履行期限

令和4年3月25日(金)

(4) 履行場所

福井県若狭湾エネルギー研究センター(福井県敦賀市長谷64-52-1)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42

福井県地域戦略部電源地域振興課嶺南Eコースト計画室

電話 0770-47-5875

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては入札説明書に定める様式)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和3年4月27日(火) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフアイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙により提出する場合は、申請書等に必要事項を記載し、提出期間内に持参または提出締切日を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

- ウ 提出先
〒914-0811
福井県敦賀市中央町1丁目7-42
福井県地域戦略部電源地域振興課嶺南Eコースト計画室
電話 0770-47-5875
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- (1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。
- (2) 入札書の提出期間
令和3年5月24日(月) 8時30分から16時まで
令和3年5月25日(火) 8時30分から16時まで
- (3) 開札日時
令和3年5月26日(水) 10時
- (4) 開札場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階入札室
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- (7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所
- ア 申請の受付時期
福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。
イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required
Replacement of the oscillator for the generation of the acceleration high tension of the tandem accelerator
- (2) Date, time of bidding
10:00 AM 26th May 2021 (Time-limit for the submission of tenders : 4:00PM 25th May 2021)
- (3) Period of contract
25th March 2022
- (4) Implementation location
The Wakasa Wan Energy Research Center, 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city, Fukui prefecture
- (5) Contact point for the notice
Energy producing region development division, department of regional strategy, Fukui prefectural government, 1-7-42, Chuochō, Tsuruga city, Fukui prefecture, 914-0811 Japan
Tel 0770-47-5875
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4

項後段および第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる特定病院を認定したので、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

特定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	認定日	認定期間
公益財団法人松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原六郎	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7

第1項の規定に基づき、応急入院指定病院を指定したので、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

応急入院指定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	指定日	指定期間
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日
公益財団法人松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原 六郎	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	公立小浜病院組合 組合長 松崎 晃治	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7

第1項の規定により特例措置を採ることができる応急入院指定病院を指定したので、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

特例措置を採ることができる応急入院指定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	指定日	指定期間
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日
公益財団法人松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原 六郎	令和3年3月23日	令和3年4月1日～令和6年3月31日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県立病院長 橋爪 泰夫

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1, 400キロリットル
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
落札者を決定した日
令和3年3月25日
 - 3 落札者の名称および住所
株式会社ツルトミ
越前市家久町第57号17番地
 - 4 落札金額
 - 5 1リットル当たり72円80銭
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月9日
-
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。
- 令和3年4月13日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
陽子線がん治療センター 治療装置運転・維持・保守業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月26日
 - 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社日立製作所福井支店
福井県福井市中央3丁目1番5号
 - 5 随意契約に係る契約金額
297,990,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため
-
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第2項の規定に基づき、次の組合について、正当な理由が無いのに引き続き1年以上その事業を停止していると認められ、かつ、将来の正常な運営を確保することができるとは認められないため解散命令を行う手続を進めている。ついては、これに意見がある関係者は本公告掲載の翌日から1月以内に福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができない旨を公告する。
- 令和3年4月13日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 解散命令の手続中の組合
 - (1) J. S. S協同組合
代表理事 千田晃裕
福井市高木町82字35-1（NKSビル2F）
 - (2) 小林アパレル産業協同組合
代表理事 小林和美
福井市日之出4丁目7番2号
 - (3) 福龍事業協同組合
代表理事 龍造寺寿秀
福井市菅谷1丁目5番20号
 - 2 意見書の提出先
福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業技術課
-
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。
- 令和3年4月13日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
A重油（JIS規格重油1種1号）
310キロリットル
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部公営企業課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 落札者を決定した日

令和3年3月25日

- 4 落札者の氏名および住所
三谷商事株式会社
福井市豊島1丁目3-1
- 5 落札金額(税抜)
1リットル当たり72.2円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月9日

今立土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年4月13日

- 福井県知事 杉本 達治
- 役員名氏 名 住 所
理事 海田 和廣 越前市山室町50-6-2

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、令和3年3月29日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
 - 2 作業の種類
基本測量(航空重力測量)
 - 3 作業の期間
令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
 - 4 作業の地域
県内全域

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和3年3月23日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量(航空重力測量)
- 3 作業の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 作業の地域
県内全域

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月16日に勝山市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
勝山市
 - 2 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
 - 3 作業の期間
令和2年11月30日から令和3年2月28日まで
 - 4 作業の地域
勝山市一円

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月23日に越前市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
越前市
 - 2 作業の種類
公共測量(数値地形図データ更新：地図レベル1.000)
 - 3 作業の期間
令和2年12月14日から令和3年3月23日まで

4 作業の地域
越前市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月24日に近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所

2 作業の種類

公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）

3 作業の期間

令和2年7月10日から令和3年3月24日まで

4 作業の地域

福井県大野市長野地先（九頭竜ダム）および下若生子地先（真名川ダム）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月30日に近畿地方整備局河川部水災害センターより公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

国土交通省近畿地方整備局

2 作業の種類

公共測量（航空レーザー測量）

3 作業の期間

令和2年8月31日から令和3年3月18日まで

4 作業の地域

九頭竜川流域 福井市、坂井市、永平寺町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月31日に福井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日
福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

福井市

2 作業の種類

公共測量（航空写真測量）

3 作業の期間

令和2年2月10日から令和3年3月31日まで

4 作業の地域

福井市一部地域（石盛、上森田、下森田、上野本町、新田塚および北四ツ居）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月25日に嶺南振興局小浜土木事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

嶺南振興局小浜土木事務所

2 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

3 作業の期間

令和2年6月18日から令和3年3月25日まで

4 作業の地域

三方上中郡若狭町無悪

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年3月31日に嶺南振興局小浜土木事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

嶺南振興局小浜土木事務所

2 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

3 作業の期間

- 令和2年6月18日から令和3年3月2日まで
4 作業の地域
大阪郡おおい町小堀

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和3年3月26日に中日本高速道路株式会社より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
中日本高速道路株式会社
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 3 作業の期間
令和3年4月1日から令和3年12月11日まで
- 4 作業の地域
敦賀市刀根～敦賀市杉津、敦賀市関～敦賀市高野、南条郡南越前町大桐～南条郡南越前町上平吹、越前市中平吹～越前市中新庄町、鯖江市下新庄町～鯖江市島羽町、福井市三本木町～福井市北野上町、吉田郡永平寺町松岡末段～吉田郡永平寺町松岡領家、坂井市丸岡町高田～坂井市丸岡町川上、あわら市東山～あわら市牛ノ谷、小浜市府中～小浜市大谷、三方上中郡若狭町麻生野～三方上中郡若狭町気山、三方郡美浜町気山～三方郡美浜町太田

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第51条第2項の規定により、福井県営住宅の指定管理者から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者の主たる事務所の所在地
(変更前)
福井市御幸町4丁目12番15号
(変更後)
福井市高柳2丁目1301番地 レインボービル6F
- 2 変更年月日
令和3年4月13日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県財務会計オンラインシステム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県会計局審査指導課
- 3 福井県福井市大手3丁目17番1号
随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通Japan株式会社福井支社
福井県福井市毛矢1丁目10番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
44,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約にすることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

令和3年 2月12日	日本第一党福井県本部	坂下 輝和	山口 俊彦	南条郡南越前町河野19-2
令和3年 2月26日	木下ゆうじ後援会	武田 清	木下 美智子	あわら市山室39-16

福井県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年 11月1日	自由民主党福井県自動車団体支部	清水 則明	会計責任者	平谷 守	辻 俊雄
令和2年 12月4日	全国旅館政治連盟福井県支部	土田 耕一	主たる事務所 所の所在地	福井市大手3-12-20 アレックシテイおやかたビル2階	福井市大手3-7-1 福井県織協ビル712
令和3年 1月1日	自由民主党福井県第二選挙区支部	高木 毅	主たる事務所 所の所在地	敦賀市鑄物師町4-8 森口ビル2階	敦賀市鑄物師4-8
令和3年 1月2日	山崎正昭社地区後援会	渡辺 多右エ門	主たる事務所 所の所在地	福井市久喜津町70-44	福井市西下野町13-14
令和3年 1月7日	幸福実現党福井県本部	白川 康之	代表者	渡辺 多右エ門	森國 康夫
令和3年 1月7日	幸福実現党福井後援会	塚谷 寛司	会計責任者	森國 英和	守田 道仁
令和3年 2月1日	たきなみ宏文鷹巣地区後援会	水間 俊一	主たる事務所 所の所在地	福井市糸崎町12-5-2	福井市浜住町2-8
			代表者	水間 俊一	丸山 俊男
			会計責任者	水間 俊一	丸山 俊男

令和3年 2月20日	自由民主党福井県 支部連合会	山崎 正昭	会計責任者	松田 泰典	田中 三津彦
令和3年 2月24日	二階俊博福井県後 援会	小森 吉晴	代表者	小森 吉晴	三村 義雄
令和3年 3月2日	中山光平後援会	高木 清美	代表者	高木 清美	臼井 泰治
令和3年 3月11日	福井亀山会	安土 忠義	主たる事務 所の所在地	福井市中央1-12- 3	福井市宝永4-18 -21
令和3年 3月16日	毛利純雄後援会	坂本 忠行	代表者	坂本 忠行	森 伸雄

福井県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和3年2月28日	明日の勝山を拓く松井拓夫後援会	笠川 剛士
令和3年2月28日	河村だいすけ後援会	小玉 俊一
令和3年2月28日	自由民主党福井県勝山市第三支部	松井 拓夫
令和3年2月28日	21世紀を拓く拓友会	松井 拓夫
令和3年3月1日	笑顔があふれる「さばえ」をつくる会	川上 広志

福井県選挙管理委員会告示第31号

令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和2年福井県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

「 [資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）] のだ哲生後援会の項中	
1 収入総額	5,500,000
前年繰越額	0
本年収入額	5,500,000
2 支出総額	1,436,960
3 翌年への繰越額	4,063,040

「	1	収入総額	5,500,000	
		前年繰越額	0	
		本年収入額	5,500,000	に、
	2	支出総額	2,936,960	
	3	翌年へ繰越額	2,563,040	」
「	政治	活動費	627,394	
	組織	活動費	16,000	
	機関	紙誌の発行その他の事業費	531,394	
		機関紙誌の発行その他の事業費	304,104	を
	政治	紙誌の発行その他の事業費	227,290	
		機関紙誌の発行その他の事業費	80,000	」
「	政治	活動費	2,127,394	
	組織	活動費	16,000	
	機関	紙誌の発行その他の事業費	1,500,000	
		機関紙誌の発行その他の事業費	531,394	に
	政治	紙誌の発行その他の事業費	304,104	
		機関紙誌の発行その他の事業費	227,290	
	寄附	・ 交付金	80,000	」
		改める。		

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項および福井県少年指導委員運営規程（平成18年福井県公安委員会規程第12号）第5条第4項の規定により、少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先を次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

配置地域	活動区域	人員	氏名	連絡先
福井市 (福井警察署管内)	福井市のうち 中央1丁目、中央2丁目、大手2丁目、大手3丁目、中央3丁目、順化1丁目、順化2丁目	20人	荒居 保富 伊尾 慶市 磯山 靈秀 上田 弓子 内山 晴夫 大島 友治 岡本 靖典 櫃尾 輝之 神澤 仁 重田 純美 島津ひろみ 西村 長三 藤田 光邦 淵上 栄治 堀江 由隆 松島 紀生 宮郷 敬一 安間 健次 山岸 捷夫 山崎 治和	福井市開発5丁目103-1 福井警察署 生活安全課 電話 (0776) 520110
福井市 (福井南警察署管内)	福井市のうち 月見1丁目、月見2丁目、みのり1丁目、みのり2丁目、花堂北1丁目、花堂中1丁目、花堂中2丁目、花堂南1丁目、花堂南2丁目	5人	山崎 孝一 永田 春男 境谷 信之 内藤 富博 野路 隆一	福井市江守中町6-18-2 福井南警察署 生活安全課 電話 (0776) 340110
あわら市	あわら市のうち 二面1丁目から二面5丁目まで、田中々、舟津1丁目から舟津3丁目まで、温泉1丁目から温泉5丁目まで、西温泉1丁目、西温泉2丁目、東温泉1丁目、東温泉2丁目	3人	小濱 弘範 齊藤 洋一 奥中 秀尚	あわら市井江藪35-103 あわら警察署 刑事生活安全課 電話 (0776) 730110
鯖江市	鯖江市のうち 本町1丁目、本町2丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、横越町、有定1丁目、宮前1丁目、三六1丁目、三六2丁目	3人	八幡雄一郎 坂川 茂 武田健太郎	鯖江市下河端町202 鯖江警察署 生活安全課 電話 (0778) 520110

越前市	越前市のうち 府中1丁目、府中2丁目、蓬萊町、幸町、国府 1丁目、桂町、京町1丁目、本多1丁目、押田 1丁目、北府2丁目、北府3丁目、横市町	6人	朝倉 英一 内藤 都 片山 伸一 河嶋 衛 増田 俊幸 大柳 敦子	越前市日野美2丁目33 越前警察署 生活安全課 電話 (0778) 24-0110
敦賀市	敦賀市のうち 神楽町1丁目、神楽町2丁目、本町1丁目、本 町2丁目、津内町1丁目、津内町2丁目、清水 町1丁目、白銀町、中、谷、木崎	10人	小川 三恵 桑名 伸次 小林 俊則 小澤 長裕 谷田真由美 山口 広行 増田 聡 森田 早苗 山本 吉男 若松とし子	敦賀市木崎12-18-1 敦賀警察署 生活安全課 電話 (0770) 25-0110
小浜市	小浜市のうち 駅前町、大手町、小浜酒井、小浜広峰、小浜竜 田	3人	河原 和夫 松原美智子 田中 誠治	小浜市遼敷9-11-1 小浜警察署 刑事生活安全課 電話 (0770) 56-0110

福井県公安委員会告示第43号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イに規定する技能
検定員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成
6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、
技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技
能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、
技能検定員審査(中型二種)および技能検定員審査(普通二種)

(2) 期日

令和3年5月27日(木)および同年5月28日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和3年4月23日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二) および技能検定員審査(牽引)
当該審査に用いられる自動車を運転することができ免許を受けていること。

イ 技能検定員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種) および技能検定員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目に

ついて、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令について	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目に

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施に関する知識
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課 (電話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第44号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

福井県公安委員会
委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和3年5月27日(木) および同年5月28日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和3年4月23日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二) および教習指導員審査(牽引)
当該審査に用いられる自動車運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式 の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教育に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教育に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井海区漁業調整委員会

福井海区漁業調整委員会指示第3-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水深200メートル以浅の玄達瀬の海域において、毎年1月1日から12月31日までの間、いか類を除く水産動物（以下「水産動物」）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、第1(1)を除きこの限りでない。

令和3年4月13日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

- (1) まき餌を使用し、または投棄してはならない。
- (2) 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。
- (3) 遊漁船業者は、前2項の規定に違反して水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第2 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁船業者および遊漁が行う錨等を海底に投入し船を固定して行う手釣りまたはさお釣り（以下「錨止め釣り」という。）ならびに遊漁船および遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（以下「流し釣り」という。）のうち浮魚を対象としたルアーによる流し釣りとする。

第3 釣り漁業、遊漁船業者および遊漁の期間

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁を承認する期間は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：5月1日から4月30日まで

ただし、錨止め釣りは5月1日から6月15日までの間は禁止する。

(2) 遊漁船業：6月16日から8月15日まで

(3) 遊 漁：6月16日から8月15日まで

第3の2 承認期間

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁にかかる承認期間は、福井海区漁業調整委員会がその都度定める5月1日から始まる2年間とする。

ただし、承認期間の途中で承認するものの承認の期間は、当該承認期間が終了する日までの期間とする。

第4 承認隻数等

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁の承認隻数は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：160隻以内

(2) 遊漁船業：160隻以内

(3) 遊 漁：一日当たり50隻

第4の2

釣り漁業および遊漁船業で、前項の隻数を超えて申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第5 承認の申請

釣り漁業および遊漁船業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、福井海区漁業調整委員会が別に示した団体（別表1、以下「団体」という）の長の副申請書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会会長に提出しなければならない。

遊漁に係る承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、団体が作成した名簿に掲載された船舶かつ者に限るものとし、申請書を福井海区漁業調整委員会会長に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申請書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会会長に提出して、承認を受けなければならない。

第5の2

承認を申請する場合は、別表2に示す区分ごとに定められた操業資格を有していること

を確認できる書面の写し（別表2提出書面）を申請書に添付しなければならない。

第5の3

船舶を所有しない者で当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾証明書を申請書に添付しなければならない。

第6 承認証および標旗の交付

福井海区漁業調整委員長は、承認をしたときは、承認証および標旗を交付するものとする。

第6の2 承認証および標旗の再交付

交付を受けた承認証または標旗を亡失し、または毀損し、再交付を受けようとする船舶の所有者または使用者は、理由および団体の長の証明を付して紛失届を提出しなければならない。

第7 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に揚げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。

第7の2

遊漁船業および遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月までおよび10月から翌年3月までの各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間に係る釣り漁業、遊漁船業および遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第7の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかななければならない。

第7の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるもののほか、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第9 承認事項の変更

承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項に係る書面を添付し、所属団体の長の副申請書とともに申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第10 承認証の書換え交付

福井海区漁業調整委員長は、第9の変更承認をしたときは、承認証を書き換えて交付するものとする。

第11 承認証の返納

承認を受けた者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは平成29年2月27日付けで締結した玄達瀬釣りに係る漁場利用協定書第2条に規定されている資格を欠くに至ったときには、速やかに承認証を返納しなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで

別表1

〔漁業および遊漁船業に係る承認〕

- 1 漁業協同組合
 - 2 遊漁船業協同組合
 - 3 その他、玄達瀬に関する漁場利用協定に締結した団体〔遊漁に係る承認〕
- 1 福井県小型船交通安全対策協議会

別表2

区分	操業資格	提出書面
釣り漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数20トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 ・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶検査証書の写し ・船舶操縦免許証の写し
	<ul style="list-style-type: none"> ・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業無線またはマリコンホーンの場合不要 ・アプチュア無線の場合、無線従事者免許証および無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
遊漁船業	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船業の適正化に関する法律第3条の遊漁船業の登録を受けている業者かつ船舶であり、同法第4条第1項6号の事項（損害賠償措置の保険期間）の変更について、第7条に基づき届出されていること。 ・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る。）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 ・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶検査証書の写し ・船舶操縦免許証の写し
	<ul style="list-style-type: none"> ・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り漁業と兼ねて申請する場合は不要。アプチュア無線の場合、無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る。）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶検査証書の写し
遊漁	<ul style="list-style-type: none"> ・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶操縦免許証の写し
	<ul style="list-style-type: none"> ・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
漁	<ul style="list-style-type: none"> ・対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券の写し等

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第1号

福井海区漁業調整委員会指示第3-1号（令和3年4月13日）第12の規定に基づき様式は、次のとおりとする。

令和3年4月13日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

玄達瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会

第5関係 様式

令和 年 月 日

副 申 書

福井海区漁業調整委員長 様

(団体名)

次の船舶は、当組合員の所有（使用）船舶であり、福井海区漁業調整委員会指示第3-1号および玄達瀬における漁場利用協定を遵守いたしますので、※（釣り漁業・遊漁船業・遊漁）を御承認くださるようお願いいたします。

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

第5関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁船業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
- (1) 船名 丸
- (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
- (3) 総トン数または登録長 トンメートル
- (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- (5) 使用权の種類 (自己所有船・使用权) いずれか○
- 7 添付書類
- (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用权の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
 - 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
 - 3 釣り対象魚
 - 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
 - 5 根拠地
 - 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トンメートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用权の種類 (自己所有船・使用权) いずれか○
 - 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。
- [注] 上記6の「(5)使用权の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第6関係 様式(裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (4) 漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる漁業の実績を所属する団体を通じて、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (5) 承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (6) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (8) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式(表面)

漁調委釣第 *** 号

遊 漁 船 業 承 認 証

住所 *****
氏名 *****

1 釣りの種類 流 し 釣 り および 錨 泊 め 釣 り

(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)

2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域

3 操業期間 6月16日から 8月15日まで

4 使用船舶

(1) 船 名 ***** 丸

(2) 漁船登録番号または船舶番号 *****

(3) 総トン数または登録長 ***** トン *****メートル

(4) 推進機関の種類および馬力数 ***** 馬力

5 承認の有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

6 制限または条件

(1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第6関係 様式(裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁船業を行うときは、別に定める標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁船業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかると遊漁船業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁船業を行うときは、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものその他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式(表面)

漁調委約第 *** 号

遊 漁 承 認 証

住所 *****
氏名 *****

1 釣りの種類	流し釣りおよび錨泊め釣り (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
2 操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
3 遊漁期間	6月16日から 8月15日まで
4 使用船舶	
(1) 船名	*****丸
(2) 漁船登録番号または船舶番号	*****
(3) 総トン数または登録長	***** トン *****メートル
(4) 推進機関の種類および馬力数	***** 馬力
5 承認の有効期間	
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
6 制限または条件	
(1) 裏面記載のとおり	

福井海区漁業調整委員会 会長



令和 年 月 日

第6関係 様式 (裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかる遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6の2関係 様式

紛失届

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

今般、玄達瀬※(釣り漁業、遊漁船業、遊漁) ※承認旗・標旗を紛失(破損)しましたので、私の所属する組合長の奥書証明を附して、お届けいたします。

なお、後日紛失しました※承認旗・標旗を発見したときは必ず返納することを誓約いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 漁船登録または船舶番号
- 3 船名
- 4 理由

上記のとおり相違ないことを証明いたします。


令和 年 月 日

住所
組合長

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。


第7関係 様式

●漁 業：




 布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊 漁 船 業：



 布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊 漁：



 布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

第7の2関係 様式

※玄達瀬 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

承認番号	船 名	漁船登録または船舶番号	※操業形態 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁	
------	-----	-------------	------------------------	--

操業月日 (月/日)	乗数/乗船人数				
	本	人	本	人	本
ウスノソル (沖ノソル)	尾数 k g				
キダイ	尾数 k g				
マダイ	尾数 k g				
フリ類	尾数 k g				
その他	漁種名 尾数 k g				
	漁種名 尾数 k g				
	漁種名 尾数 k g				

※該当しない項目を二重線で消してください。

第9関係 様式

玄達瀬釣り漁業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

下記により玄達瀬における釣り漁業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 承認番号 漁調委約第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委約第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委約第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項目	変更前の内容	変更後の内容
5 変更時期		
6 変更理由		

内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る令和3年目標増殖量を次のとおり定めたので公示する。

令和3年4月13日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 原田 進男

令和3年目標増殖量

組合名 (免許番号)	魚種	令和3年 目標増殖量 (kg)
九頭竜川 中部 (内共1号)	あゆ	6,685
	もくずがに	30
	いわな	30
	やまめ	140
勝山市 (内共1号)	こい	-
	ふな	10
	あゆ	1,830
	いわな	25
大野市 (内共1号)	やまめ	70
	こい	-
	ふな	30
	あゆ	1,220
奥越 (内共2号)	あまご	-
	いわな	130
	やまめ	110
	こい	-
奥越 (内共2号)	ふな	10
	あゆ	160
	やまめ	135
	いわな	145
奥越 (内共2号)	こい	-
	ふな	25
あじめどじょう		1.2

日野川 (内共3号)	あゆ	1,720
	やまめ	20
	いわな	10
足羽川 (内共5号)	こい	-
	ふな	5
	あゆ	3,310
	やまめ	115
	いわな	35
竹田川 (内共6号)	にじます	70
	こい	-
	ふな	25
河野川 (内共7号)	あゆ	75
	やまめ	15
	いわな	15
敦賀河川 (内共8号)	こい	-
	あゆ	15
	やまめ	5
耳河川 (内共10号)	あゆ	485
	やまめ	15
	いわな	5
若狭河川 (内共11号)	あゆ	330
	やまめ	30
	あゆ	100
若狭河川 (内共12号)	あゆ	100
	やまめ	35
	こい	-
若狭河川 (内共13号)	ふな	5
	こい	-
	あゆ	5
佐分利川 (内共15号)	あゆ	440
	やまめ	75
	こい	-

北 鷺 (内共16号)	こい	-
	ふな	475
	うなぎ	70
北 鷺 (内共17号)	わかさぎ	135万粒
	えび	5
	こい	-
石川 県 (内共17号)	ふな	55
	うなぎ	5
	えび	5
南 西 郷 (内共18号)	こい	-
	ふな	105
	うなぎ	10
美 浜 町 (内共18号)	うなぎ	5
	わかさぎ	20
	えび	10
海 山 (内共20号)	うなぎ	75万粒
	わかさぎ	10
	はぜ	10
鳥 浜 (内共21号)	うなぎ	10
	わかさぎ	15万粒
	はぜ	5
鳥 浜 (内共21号)	こい	-
	ふな	20
	うなぎ	15
鳥 浜 (内共21号)	わかさぎ	10万粒
	はぜ	産卵床造成
	えび	5
鳥 浜 (内共21号)	あゆ	5
	やまめ	5
	こい	-
鳥 浜 (内共21号)	ふな	110
	うなぎ	35
	わかさぎ	5万粒
鳥 浜 (内共21号)	もろこ	1万粒
	えび	5

令和三年四月十三日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県